

廃バイクの処理

【基本的事項】

- ・ 処分には、原則として所有者の意思確認が必要。
- ・ ハンドル、車体（フレーム）、ガソリタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪リサイクルシステムを利用することが望ましい。
- ・ 二輪リサイクルシステムの則るため、地方公共団体としては被災域から撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（廃棄二輪車取扱店、指定引取窓口）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。

【処理フロー】

公益財団法人自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、被災域で発見された二輪車を保管し、所有者が引取りの意思がある場合には所有者への引渡し、それ以外の場合は引取業者（廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口）へ引取要請を行う。

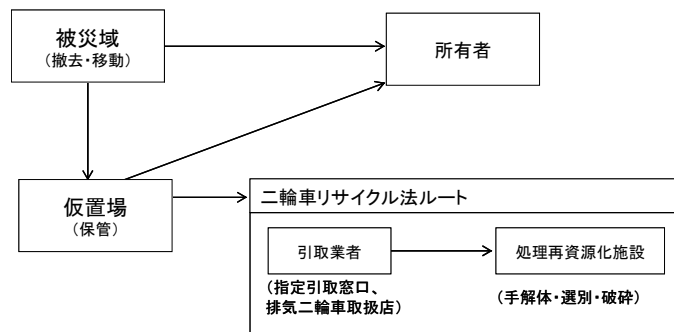


図 被災二輪車の処理フロー

STEP1 被災二輪車の状況確認と被災域による撤去・移動

- ・ 被災二輪車の被災域からの引渡し先は、被災自動車の引渡と同様である。
- ・ 被災二輪車は、バイク積載車両等により仮置場まで輸送する。
- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・ 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。
- ・ 電気二輪車、ハイブリット二輪車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。
- ・ 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。

STEP2 所有者の照会

- ・ 車両ナンバー、車検証等から被災二輪車の所有者照会を行い、所有者引取が可能か否かを判断する。
- ・ 被災二輪車の所有者を調べるには、情報の内容により照会先が異なる。

表 所有者の照会先

情報の内容		照会先
車両ナンバー	軽自動車(排気量 250cc 超)	軽自動車検査協会
	軽二輪車(排気量 125～250cc)	軽自動車協会
	原動付自転車(排気量 50～125cc)	各市町村